

第534回岡山海区漁業調整委員会  
議事録

令和4年1月26日（水）

【第534回岡山海区漁業調整委員会】

1 日 時 令和4年1月26日（水）14時00分～14時57分

2 場 所 サン・ピーチOKAYAMA  
岡山市北区駅前町二丁目3番31号

3 出席者

[委 員]

会 長	井本 瀧雄		
委 員	國屋 利明	栗田 睦	
	小谷 基	佐上 一彦	
	柴田 悟	豊田 安彦	
	平田 晋也	藤井 義弘	
	松下 勘次	松本 正樹	
	三宅秀次郎		

計12名

[水産課]

水産課長	石飛 博敏	総括副参事	濱崎 正明
副参事	樫東 裕子	技 師	角田 成美
技 師	中根 康介		

[事務局]

事務局長	高田 豊和	主 幹	弘奥 正憲
------	-------	-----	-------

4 審議事項

- |               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| 第1号議案<br>(結果) | 知事許可漁業の制限措置等の設定について<br>原案どおり承認      |
| 第2号議案<br>(結果) | 漁業許可の有効期間の短縮について<br>原案どおり承認         |
| 第3号議案<br>(結果) | 関係各連合海区漁業調整委員会について<br>連合委員会へ臨む方針を決定 |

## 5 内 容

### 【高田局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から第534回岡山海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日の出席委員は12名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、井本会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

### 【井本会長】

議事に入ります前に、議事録の署名委員を指名させていただきます。豊田委員、三宅委員、よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「知事許可漁業の制限措置等の設定について」事務局から説明をお願いします。

### 【高田局長】

資料の2ページを御覧ください。令和4年1月17日付けで、知事から「知事許可漁業の制限措置等の設定について」の諮問がまいっております。岡山県海面漁業調整規則第12条第3項の規定により、漁業の許可を行う際に必要となる制限措置の内容及び申請すべき期間を定める場合に、当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について水産課から説明させていただきます。

### 【角田技師】

(児島地区におけるひらめひき釣漁業の制限措置等の設定について説明した。)

### 【井本会長】

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

### 【三宅委員】

漁業時期は周年ではないのですか。一番、美味しい時期が漁期に入っていないです。そういう要望なら構わないですが。

### 【桧東副参事】

漁業時期は組合と調整しています。

### 【井本会長】

他にないようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等の設定について」お諮りいたします。4ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

### 【全委員】

異議なし。

### 【井本会長】

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続いて、第2号議案「漁業許可の有効期間の短縮について」事務局から説明をお願いします。

**【高田局長】**

資料の6ページを御覧ください。令和4年1月17日付けで、知事から「漁業許可の有効期間の短縮について」の諮問がまいっております。岡山県海面漁業調整規則第16条第2項の規定により、漁業の許可の有効期間を短縮する場合に当委員会に意見を求めるという案件でございます。内容について水産課から説明させていただきます。

**【角田技師】**

(児島地区におけるひらめひき釣漁業の許可の有効期間の短縮について説明した。)

**【井本会長】**

ただ今説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

**【全委員】**

意見なし。

**【井本会長】**

特にないようですので、第2号議案「漁業許可の有効期間の短縮について」お諮りいたします。8ページに答申案をつけておりますが、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【井本会長】**

御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

続いて、第3号議案「関係各連合海区漁業調整委員会について」事務局から説明をお願いします。

**【弘奥主幹】**

(各連合海区委員会の開催予定を説明した後、兵庫県瀬戸内海区との入漁協定の案を説明した。)

**【樫東副参事】**

(兵庫県瀬戸内海海区事務局との事前協議の結果を説明した後、連合海区委員会での対応案を説明した。)

**【井本会長】**

それでは、対兵庫について連合委員会での発言と発言者について話をしたいと思えます。

**【濱崎総括副参事】**

先ほどの説明にもあったとおり、兵庫県については今回の連合委員会では発言しないという提案をさせていただいておりますがいかがでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【井本会長】**

それでは、そのようにしたいと思います。続きまして、対広島について説明をお願いします。

**【弘奥主幹】**

(広島海区との入漁協定の案を説明した。)

**【樫東副参事】**

(広島海区事務局との事前協議の結果を説明した後、連合海区委員会での対応案を説明した。)

**【井本会長】**

それでは、対広島について連合委員会での発言と発言者について話をしていきたいと思いますが、発言しないということですか。

**【樫東副参事】**

はい。引き続き、事務局間では話を続けていきたいと考えています。

**【三宅委員】**

事務局間で話が進むのでしょうか。この1年間でどのくらい進んだのでしょうか。進展しないので要望する漁業種類と漁場を変更しました。そういう経緯があるのに進展しない。発言すれば進展するということもあるので、発言するのであれば事務局間で早急に進めていただきたい。

**【濱崎総括副参事】**

入漁の受入れとなりますと相手県の事情がございます。協議をしてもなかなか前進しないということもあると思います。進展していない案件ではあります。引き続き、事務局間で状況を確認しながら進めていければと考えています。

**【三宅委員】**

よろしくをお願いします。

**【井本会長】**

それでよろしいですか。

**【全委員】**

異議なし。

**【井本会長】**

それでは、そのようにしましょう。続きまして、対香川について説明をお願いします。

**【弘奥主幹】**

(香川海区との入漁協定の案及び岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正案を説明した。)

**【樫東副参事】**

(香川海区事務局との事前協議の結果を説明した後、連合海区委員会での対応案を説明した。)

**【井本会長】**

それでは、対香川について連合委員会での発言と発言者について話をしていきたいと思います。

えびこぎの入漁ですが、先日、当組合内で県境付近について例えば500mとか具体的に線引きして欲しいという意見がありました。

**【濱崎総括副参事】**

県境付近について具体的に線引きするという御意見ですが、そうすると香川県も同じように線を引いてくると思います。そうなると実際の現場においてその線を少しでも越えると違反になります。わかりやすいという地元の御意見は承知いたしますが、線引きすることでより大きな影響が出ることも考えられますので慎重に取扱うべきと考えています。

**【三宅委員】**

現状は総合的に岡山県のデメリットの方が大きく、底びきも含めてですが、流網の操業場所がなくなっている状況です。現在、西部地区でルールを作成していますが、連合海区までに岡山県内の調整が間に合うかどうかもあります。

**【濱崎総括副参事】**

整理をさせていただきます。先ほど、会長がおっしゃった県境付近海面を具体的にするというお話は西部地区の事情は理解しますが、岡山県の西から東まで入漁に関して同様の表現がございます。岡山県が線引きに言及しますと香川県も線引きするという話になって影響が大きくなると思います。

**【三宅委員】**

西部地区以外に県境付近という表現がありますか。

**【小谷委員】**

中部地区の底びきがあります。西部地区の人が線引きを望んでいるのであれば西部地区の意見を香川に伝えた方が良くと思います。こちらが操業できない程、向こうが入って来ているのだから。線引きするとこちらも困ると言いますが、どこかで区切る方が良くと思います。

**【濱崎総括副参事】**

県境付近については常に香川県の事務局と我々で話をしております。それでも地元の操業に支障があったり、地元が操業しているさらに岡山県側で操業するという事について配慮して欲しいということを常日頃から香川県とやりとり

をしておりますので、そういう御意見は承って、御理解いただきたいと思えます。

**【樫東副参事】**

流網の件は今年度、香川県の事務局も岡山県に入り過ぎているという認識がありました。香川県ではたこなわのブイで流網ができないから岡山県に行ってしまうので、中讃地区の漁業者が集まり、たこなわを片ブイにして流網も操業できるようにしたり漁場の使い方も考えていただいております。それも踏まえて、流網のルールを作って香川県の漁業者と話し合いができればと思っています。現在、ルールの案に対する意見集約を各組合にお願いしているところです。少し時間を要するかもしれませんが、岡山県内で調整が図られた時点で香川県と話し合いができるように進めていければと思っています。

三宅委員の御意見は、ルール作りに関して岡山県内でまとまっていないのであれば、連合海区で発言しない方が良いということですか。

**【三宅委員】**

たこなわを片ブイにしてもその場所は操業しません。マナガツオに関してはどうしても魚がいる場所に集中します。向こうの主張としては操業場所を増やしているということですが、岡山県海面に集中します。

**【井本会長】**

香川県からの入漁の統数は絞りこんでいますか。

**【濱崎総括副参事】**

入漁協定表にあるとおりで以前から変わっていません。

**【小谷委員】**

岡山県に入れる統数を絞るという手もあると思います。

**【三宅委員】**

1隻、2隻ならどこの漁場でも問題にならないですが、それが20隻くらい来ますからこちらが操業できません。入漁が分かるように目印を付けるのはどうですか。また今年も来ます。

**【濱崎総括副参事】**

目印も1つの方法と考えています。今、流網で問題が出ていますが、色々なところに及ぶ問題でもありますので、まずは事務局間、地元同士で1つずつ整理をしたいと思います。それが上手くまとまれば入漁協定表に反映するという方法もあると思います。いきなり具体的な内容を連合海区の場で発言するのではなく、もう少し地ならしが必要と考えています。

**【三宅委員】**

他県の海域に行くのであれば遠慮して欲しいということですが、他県の操業に支障が出ていることを浜に持ち帰って遠慮するように周知してもらうのが本

来、あるべき姿だと思います。今は岡山県の漁業者が操業できない状況で、操業できずに帰ったという話もあります。それは違うという話です。

**【濱崎総括副参事】**

そういう状況ですので、流網については岡山側で操業ルールを取りまとめてまずは関係者で話し合いをする方向で考えています。

**【井本会長】**

入れる船に標識を付けてもらいましょう。旗が良いと思います。

**【濱崎総括副参事】**

それも含めてまずは話し合いを提案するという事でよろしいでしょうか。

**【井本会長】**

連合海区が終わってから話し合いをしても良いですね。

**【濱崎総括副参事】**

誰に御発言いただきますか。

**【石飛課長】**

繰り返しになりますけども、事務局からは常にこのような趣旨は香川県にはお伝えしていますので、今後、話し合いをさせて欲しいという趣旨を可能であるなら三宅委員からお伝えいただければと思うのですが。

**【三宅委員】**

わかりました。

**【井本会長】**

三宅委員さんよろしくお願いします。他はよろしいですか。

**【全委員】**

意見なし。

**【井本会長】**

それでは、各連合海区委員会に対して、ただ今決定しましたとお知らせいたします。

以上で本日の議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

**【弘奥主幹】**

資料の10ページにお戻りください。先ほど、兵庫と広島連合海区につきまして御議論いただきましたが、発言も特段ございませんので令和4年度の入漁協定については連合委員会を開催せずに書面で締結する方法もございしますが、いかがいたしましょうか。

**【井本会長】**

書面でよいですか。

**【全委員】**

異論なし。

**【弘奥主幹】**

それでは、相手県の意向も確認して、連合委員の皆様には後日、改めて開催方法をお知らせさせていただきます。

最後に次回の岡山海区漁業調整委員会の開催予定について御連絡いたします。3月15日（火）14時からピュアリティまきびで開催を予定しております。御審議いただく内容ですが、第8次岡山県栽培漁業基本計画等を予定しております。

**【井本会長】**

それでは、これをもちまして第534回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

終了時刻：14時57分